

島根県報

第一、五〇八号
平成十五年九月二十六日
(金曜日)

目次

規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) 一

一部を改正する規則

島根県会計規則の一部を改正する規則 (会計課) 五

告示

県営土地改良事業計画の変更 (農村整備課) 五

公有水面埋立免許の出願 (河川課) 五

島根県指定金融機関等の名称等の一部改正 (二件) (会計課) 九

公告

都市計画の決定案の縦覧 (五件) (都市計画課) 一〇

公布された条例等のあらまし

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第九二号)

一 規則の概要

1 公費負担の申請に添える診断書の様式を改正することとした。(様式第五号 一 関係)

2 精神障害者保健福祉手帳の申請に添える診断書の様式を改正することとした。(様式第五号 二 関係)

3 その他規定の整備

二 施行期日

平成十五年十月一日から施行することとした。

島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第九三号)

一 規則の概要

規定の整理をすることとした。(様式第八号、様式第十一号、様式第二十四号、様式第四十二号関係)

二 施行期日

平成十五年十月一日から施行することとした。

規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第九十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和四十四年島根県規則第五十四号) の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条を次のように改める。

第五条 削除

様式第五号その一を次のように改める。

様式第5号その1 (第9条関係)

診 断 書 (通院医療費公費負担申請用)

氏 名		年 月 日生 (満 歳)	男 ・ 女
住 所	島根県		
病名 (1)主たる精神障害には状態像ではなく病名を記載し、ICDカテゴリーにはF0～F9、G4を記入すること。)	(1) 主たる精神障害	ICDカテゴリー ()	
	(2) 従たる精神障害	()	
	(3) 身体合併症		
発病から現在までの病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等)	(推定発病時期 年 月 頃)		
現在の病状、状態像等 (該当する項目番号を で囲むこと。)	の病状、状態像等の具体的程度、症状等		
(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ()			
(2) そう状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・刺激性 4 その他 ()			
(3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他 ()			
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ()			
(5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他 ()			
(6) 感情及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 その他 ()			
(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 その他 ()			
(8) けいれん及び意識障害 1 けいれん 2 意識障害 3 その他 ()			
(9) 精神作用物質の乱用及び依存 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ()			
(10) 知能障害 1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 痴呆 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度			
(11) 継続治療により寛解状態			
現在の治療内容 (該当するにレ印を付けること。)	訪問看護 その他 ()		
向精神薬等の投与	ディケア		
通院精神療法	実施の場合は 自医療機関 他医療機関		
備考	年 月 日		
	医療機関所在地		
	名 称		
	電 話 番 号		
	医師氏名(自署)		

(注) 通院医療費公費負担の申請に併せて精神障害者保健福祉手帳の交付等の申請を行う場合は、様式第5号その2の診断書を使用すること。

様式第5号その2 (第15条関係)

診 断 書 (精神障害者保健福祉手帳用)

様式第五号その二を次のように改める。

氏 名			年 月 日生 (満 歳)	男 ・ 女
住 所	島根県			
病名 (1)主たる精神障害には状態像ではなく病名を記載し、ICDカテゴリーにはF0~F9、G4を記入すること。)	(1) 主たる精神障害	_____	ICDカテゴリー ()	
	(2) 従たる精神障害	_____	()	
	(3) 身体合併症	_____		
発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、社会復帰施設・グループホーム・作業所等の利用状況、期間、その他参考となる事項				
(推定発病時期) 年 月 頃)				
(精神科受診歴等)	初診年月日	年 月 日	医療機関名	_____
	診療録で確認 本人又は家族の申立て			
	初診以後現在までの入院歴 約 回			
最近2年間の治療歴	医療機関名	治療期間	通院・入院	転帰 (軽快・悪化・不変等)
		年 月 ~ 年 月	通・入 (回)	軽・悪・不・他 ()
		年 月 ~ 年 月	通・入 (回)	軽・悪・不・他 ()
		年 月 ~ 年 月	通・入 (回)	軽・悪・不・他 ()
		年 月 ~ 年 月	通・入 (回)	軽・悪・不・他 ()
現在の病状、状態像等 (該当する項目番号を で囲むこと。)			の病状、状態像等の 具体的程度、症状等	
(1) 抑うつ状態				
1 思考・運動抑制 2 刺激性・興奮 3 憂うつ気分				
4 その他 ()				
(2) そう状態				
1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・刺激性 4 その他 ()				
(3) 幻覚妄想状態				
1 幻覚 2 妄想 3 その他 ()				
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態				
1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ()				
(5) 統合失調症等残遺状態				
1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他 ()				
(6) 感情及び行動の障害				
1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常				
5 その他 ()				
(7) 不安及び不穏				
1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 その他 ()				
(8) けいれん及び意識障害				
1 けいれん 2 意識障害 3 その他 ()				
上記1~3がある場合は、発作の類型をア~エから選択し、その頻度を記入すること。				
発作の類型				
ア 意識障害はないが、随意運動が失われる発作				
イ 意識を失い、行為を途絶するが、倒れない発作				
ウ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作				
エ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作				
頻度 約 () 回 / () 月				
(9) 精神作用物質の乱用及び依存				
1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ()				
(10) 知能障害				
1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度				
2 痴呆 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度				

生活能力の状態（保護的環境ではなく、例えばアパート等で単身生活を行つた場合を想定して判定すること。）

1 現在の生活環境

入院・入所（施設名 _____）・在宅・その他

2 日常生活能力の判定（該当する欄に _____ を記入すること。）

	自発的（適切）にできる	自発的（適切）にできるが援助が必要	援助があればできる	できない
(1) 適切な食事摂取				
(2) 身の清潔保持				
(3) 金銭管理と買物				
(4) 通院と服薬 (要・不要)				
(5) 他人との意思伝達・対人関係				
(6) 身の安全保持・危機管理				
(7) 社会的手続や公共施設の利用				
(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加				

3 日常生活能力の程度（該当する番号を選んで、どれか一つを _____ で囲むこと。）

- (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、日常生活及び社会生活に一定の制限を受ける。
- (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
- (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
- (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

現在の精神保健福祉サービス等の利用状況（該当する _____ にレ印を付けること。） _____ 特になし
 社会復帰施設（生活訓練施設 授産施設 福祉ホーム 福祉工場 地域生活支援センター）
 共同作業所 グループホーム
 ホームヘルプ 訪問看護・指導
 療育手帳
 その他（ _____ ）

備考

年 月 日

医療機関所在地 _____

名 称 _____

電 話 番 号 _____

医師氏名(自署) _____

附 則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九十三号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第八号その一の裏面、様式第十一号の裏面、様式第二十四号の二の裏面、様式第四十二号その一の裏面及び同様式その二の裏面中「「跡地等埋立の申請及び」を「「埋立申請の申請及び」に改め、「「跡地等埋立申請の申請及び」の下に、「「埋立申請の申請及び」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告 示

島根県告示第七百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、飯石北地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関するものは、縦覧期間満了

後十五日以内に申し出らるたい。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

飯石北地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

三刀屋町役場及び掛合町役場

島根県告示第七百九十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から三週間一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 出願人

島根県八束郡美保関町大字片江九九三番地二

美保関町 町長 作野律雄

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

島根県八束郡美保関町大字下宇部尾四八一番地先道路敷から同町大字下宇部尾四

八八二番地先国有護岸を経て同町大字下宇部尾一一三三一番地に至る間の地先

公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一の地点と一七〇の地点と結ぶ中海の高水位

(T. P. + 1. 四一m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

一の地点 和田多鼻四等三角点(北緯三五度三一分五四・五九秒、東経一三三度〇九分四八・六五秒)から六一度一八分三四秒、七八三・〇七メートルの地点
 二の地点 一の地点より二一度三四分〇五秒、六・二五メートルの地点
 三の地点 二の地点より二五度三三分三六秒、六・三七メートルの地点
 四の地点 三の地点より四五度三九分三二秒、一五・三一メートルの地点
 五の地点 四の地点より一六度五三分二二秒、八・七八メートルの地点
 六の地点 五の地点より三度三七分一七秒、三・九六メートルの地点
 七の地点 六の地点より三五一度三五分四八秒、四・四五メートルの地点
 八の地点 七の地点より三三七度四五分〇四秒、一・一九メートルの地点
 九の地点 八の地点より三〇七度三七分三四秒、三・〇三メートルの地点
 一〇の地点 九の地点より三一五度二七分五七秒、四・三五メートルの地点
 一一の地点 一〇の地点より三一六度五五分一九秒、五・二七メートルの地点
 一二の地点 一一の地点より二九七度三四分五五秒、三・七八メートルの地点
 一三の地点 一二の地点より三〇五度二六分一二秒、三・六二メートルの地点
 一四の地点 一三の地点より三三三度一九分四〇秒、八・二九メートルの地点
 一五の地点 一四の地点より三三六度一一分三五秒、二〇・四〇メートルの地点
 一六の地点 一五の地点より三〇二度〇六分一七秒、三〇・五八メートルの地点
 一七の地点 一六の地点より二八一度四〇分三六秒、七・六六メートルの地点
 一八の地点 一七の地点より三三三度一分一七秒、一〇・六一メートルの地点
 一九の地点 一八の地点より二三三度三五分一二秒、八・六三メートルの地点
 二〇の地点 一九の地点より二〇度五七分三三秒、六・七一メートルの地点
 二一の地点 二〇の地点より二二九度一分五四秒、一二・四一メートルの地点
 二二の地点 二一の地点より二一六度二分一六秒、九・一九メートルの地点
 二三の地点 二二の地点より二五五度四一分五九秒、五・二六メートルの地点
 二四の地点 二三の地点より二七八度一五分三四秒、六・二六メートルの地点
 二五の地点 二四の地点より二八四度五四分二秒、七・一九メートルの地点
 二六の地点 二五の地点より二七八度三一分五一秒、八・〇九メートルの地点
 二七の地点 二六の地点より二六五度〇一分四九秒、四・六二メートルの地点
 二八の地点 二七の地点より二四六度四五分一八秒、八・一一メートルの地点

二九の地点 二八の地点より二五九度四七分〇六秒、五・〇八メートルの地点
 三〇の地点 二九の地点より二五一度〇八分三八秒、六・五〇メートルの地点
 三一の地点 三〇の地点より二四八度四二分四九秒、四・一三メートルの地点
 三二の地点 三一の地点より二五八度一分二〇秒、一九・〇五メートルの地点
 三三の地点 三二の地点より二五五度四八分〇五秒、四・二八メートルの地点
 三四の地点 三三の地点より三〇二度二分一八秒、七・一九メートルの地点
 三五の地点 三四の地点より三三三度三九分四五秒、九・七九メートルの地点
 三六の地点 三五の地点より三三四度五四分〇二秒、一・五六メートルの地点
 三七の地点 三六の地点より三三六度四三分二二秒、一・七四メートルの地点
 三八の地点 三七の地点より三五六度一八分三三秒、一・一七メートルの地点
 三九の地点 三八の地点より三三六度五九分二二秒、四・三三メートルの地点
 四〇の地点 三九の地点より三七度一分三三秒、一・〇九メートルの地点
 四一の地点 四〇の地点より五二度五五分四〇秒、四・九八メートルの地点
 四二の地点 四一の地点より五二度五四分一四秒、四九・〇五メートルの地点
 四三の地点 四二の地点より五二度五六分四八秒、四〇・〇五メートルの地点
 四四の地点 四三の地点より五二度五三分一四秒、四五・二二メートルの地点
 四五の地点 四四の地点より五五度三九分一九秒、四一・一九メートルの地点
 四六の地点 四五の地点より五八度三八分二九秒、一〇・二七メートルの地点
 四七の地点 四六の地点より六七度四二分二秒、五・一八メートルの地点
 四八の地点 四七の地点より八三度三二分五二秒、五・三二メートルの地点
 四九の地点 四八の地点より九三度五六分四〇秒、二・四三メートルの地点
 五〇の地点 四九の地点より一〇四度四八分四四秒、四・七六メートルの地点
 五一の地点 五〇の地点より一二〇度二七分二六秒、五・六七メートルの地点
 五二の地点 五一の地点より一三六度三九分四〇秒、五・七三メートルの地点
 五三の地点 五二の地点より一五一度三一分三三秒、四・八三メートルの地点
 五四の地点 五三の地点より一五九度四三分三三秒、七・三三メートルの地点
 五五の地点 五四の地点より一五九度二九分三六秒、三〇・〇〇メートルの地点
 五六の地点 五五の地点より一四八度四八分四二秒、四・九九メートルの地点
 五七の地点 五六の地点より一三二度三八分一六秒、五・六四メートルの地点

五八の地点 五七の地点より一四度三六分一五秒、四・八二メートルの地点
 五九の地点 五八の地点より一〇一度四分二八秒、五・五七メートルの地点
 六〇の地点 五九の地点より八六度一〇分四〇秒、四・二三メートルの地点
 六一の地点 六〇の地点より六四度五五分二七秒、六・一八メートルの地点
 六二の地点 六一の地点より四九度五八分二九秒、五・三三メートルの地点
 六三の地点 六二の地点より三三度四五分三四秒、五・〇五メートルの地点
 六四の地点 六三の地点より一九度二分一三秒、四・二八メートルの地点
 六五の地点 六四の地点より九度四一分四三秒、一・二〇メートルの地点
 六六の地点 六五の地点より一三度一九分一三秒、四・一九メートルの地点
 六七の地点 六六の地点より二三度四八分五九秒、四・一〇メートルの地点
 六八の地点 六七の地点より三七度二分一八秒、三・九九メートルの地点
 六九の地点 六八の地点より四八度二分四五秒、三・三七メートルの地点
 七〇の地点 六九の地点より五四度四分五四秒、一・四四メートルの地点
 七一の地点 七〇の地点より六四度〇三分五九秒、四・四二メートルの地点
 七二の地点 七一の地点より六九度二分〇五秒、五・一四メートルの地点
 七三の地点 七二の地点より六九度〇二分三〇秒、一・〇二メートルの地点
 七四の地点 七三の地点より六二度二八分三三秒、六・八四メートルの地点
 七五の地点 七四の地点より五六度五二分四三秒、一・六八メートルの地点
 七六の地点 七五の地点より五一度三七分四六秒、七・七七メートルの地点
 七七の地点 七六の地点より四三度〇八分五六秒、七・七一メートルの地点
 七八の地点 七七の地点より三五度一五分一一秒、六・五一メートルの地点
 七九の地点 七八の地点より二七度一二分四九秒、二五・〇九メートルの地点
 八〇の地点 七九の地点より三一度〇三分一五秒、五・七七メートルの地点
 八一の地点 八〇の地点より四四度五八分四五秒、五・八一メートルの地点
 八二の地点 八一の地点より六一度二五分三四秒、四・七五メートルの地点
 八三の地点 八二の地点より七五度〇八分二四秒、四・三四メートルの地点
 八四の地点 八三の地点より八一度四分一一秒、三・四四メートルの地点
 八五の地点 八四の地点より八七度五六分〇九秒、二一・五七メートルの地点
 八六の地点 八五の地点より八四度二四分一四秒、二・四四メートルの地点

八七の地点 八六の地点より七六度〇八分五五秒、三・〇一メートルの地点
 八八の地点 八七の地点より六三度四三分三三秒、一五・三四メートルの地点
 八九の地点 八八の地点より六七度〇八分〇八秒、四・九五メートルの地点
 九〇の地点 八九の地点より七二度〇二分一九秒、五・二三メートルの地点
 九一の地点 九〇の地点より八〇度二四分五一秒、六・四九メートルの地点
 九二の地点 九一の地点より八七度三七分四四秒、四・七九メートルの地点
 九三の地点 九二の地点より一九二度二九分四六秒、一〇・二八メートルの地点
 九四の地点 九三の地点より一九五度四六分〇六秒、八・五八メートルの地点
 九五の地点 九四の地点より一七八度三八分三一秒、四・九八メートルの地点
 九六の地点 九五の地点より一六四度〇七分五〇秒、三・二二メートルの地点
 九七の地点 九六の地点より一三四度〇一分五八秒、四・四〇メートルの地点
 九八の地点 九七の地点より一〇七度二九分〇五秒、六・八五メートルの地点
 九九の地点 九八の地点より一一二度〇七分〇七秒、三・六二メートルの地点
 一〇〇の地点 九九の地点より一四六度一七分一二秒、八・二三メートルの地点
 一〇一の地点 一〇〇の地点より一五一度四二分二八秒、三・二三メートルの地点
 一〇二の地点 一〇一の地点より三八度四四分三〇秒、四・〇四メートルの地点
 一〇三の地点 一〇二の地点より三四九度二六分四八秒、七・九八メートルの地点
 一〇四の地点 一〇三の地点より四八度二分一二秒、六・四七メートルの地点
 一〇五の地点 一〇四の地点より四一度二九分二八秒、一一・〇二メートルの地点
 一〇六の地点 一〇五の地点より八七度二四分四五秒、二・六一メートルの地点
 一〇七の地点 一〇六の地点より三四度四三分一一秒、一・九一メートルの地点
 一〇八の地点 一〇七の地点より三四度四六分〇八秒、〇・一五メートルの地点
 一〇九の地点 一〇八の地点より一三一度〇六分二七秒、一〇・三七メートルの地
 点
 一一〇の地点 一〇九の地点より一四〇度一七分四一秒、三・二九メートルの地点
 一一一の地点 一一〇の地点より一五二度五五分四一秒、三・三四メートルの地点
 一一二の地点 一一一の地点より一六二度四七分二四秒、一三・七三メートルの地
 点
 一一三の地点 一一二の地点より一七一度五六分一三秒、二・六六メートルの地点

一一四の地点 一一三の地点より一八四度一八分一五秒、二・三七メートルの地点
 一一五の地点 一一四の地点より二〇一度二四分五三秒、三・〇五メートルの地点
 一一六の地点 一一五の地点より二二二度二三分〇六秒、三・二七メートルの地点
 一一七の地点 一一六の地点より二三二度二三分三三秒、七・五八メートルの地点
 一一八の地点 一一七の地点より二三四度五五分四五秒、三・八七メートルの地点
 一一九の地点 一一八の地点より二三七度三五分二一秒、四・三七メートルの地点
 一二〇の地点 一一九の地点より二四二度五四分五五秒、四・九八メートルの地点
 一二一の地点 一二〇の地点より二四八度一九分一七秒、四・四二メートルの地点
 一二二の地点 一二一の地点より二五一度五四分三五秒、一八・三九メートルの地
 点
 一二三の地点 一二二の地点より二九二度〇六分三〇秒、一六・三〇メートルの地
 点
 一二四の地点 一二三の地点より二八六度一五分三七秒、一・八五メートルの地点
 一二五の地点 一二四の地点より二七一度五五分四四秒、二・〇二メートルの地点
 一二六の地点 一二五の地点より二五八度一五分四四秒、二・九一メートルの地点
 一二七の地点 一二六の地点より二四九度一七分三六秒、三七・五五メートルの地
 点
 一二八の地点 一二七の地点より二四二度一七分五九秒、五・一七メートルの地点
 一二九の地点 一二八の地点より二三二度〇六分二六秒、五・〇九メートルの地点
 一三〇の地点 一二九の地点より二三三度〇一分四二秒、六・六六メートルの地点
 一三一の地点 一三〇の地点より二三三度一〇分三一秒、一・六〇メートルの地点
 一三二の地点 一三一の地点より二二二度〇七分一五秒、三九・一四メートルの地
 点
 一三三の地点 一三二の地点より二一七度四八分三三秒、七・一四メートルの地点
 一三四の地点 一三三の地点より二二三度四三分三八秒、二二・二七メートルの地
 点
 一三五の地点 一三四の地点より一〇度五一分〇七秒、三・一七メートルの地点
 一三六の地点 一三五の地点より二二四度二八分二〇秒、〇・六五メートルの地点
 一三七の地点 一三六の地点より二二四度二七分五四秒、四・三五メートルの地点

一三八の地点 一三七の地点より二〇四度四三分一八秒、七・五五メートルの地点
 一三九の地点 一三八の地点より一九七度〇九分四一秒、五・四五メートルの地点
 一四〇の地点 一三九の地点より一九六度〇二分五七秒、七・八〇メートルの地点
 一四一の地点 一四〇の地点より一八七度三六分二四秒、一七・八五メートルの地
 点
 一四二の地点 一四一の地点より一七九度三五分二四秒、一二・三〇メートルの地
 点
 一四三の地点 一四二の地点より一六八度〇六分五九秒、八・六八メートルの地点
 一四四の地点 一四三の地点より一六五度〇〇分四一秒、一〇・三五メートルの地
 点
 一四五の地点 一四四の地点より一六六度〇一分五七秒、九・四九メートルの地点
 一四六の地点 一四五の地点より一三七度〇一分三五秒、八・三八メートルの地点
 一四七の地点 一四六の地点より二六三度一〇分〇六秒、七・八〇メートルの地点
 一四八の地点 一四七の地点より三五二度四分一九秒、〇・〇三メートルの地点
 一四九の地点 一四八の地点より二六三度〇九分五九秒、二・〇〇メートルの地点
 一五〇の地点 一四九の地点より一七二度四分一九秒、〇・〇三メートルの地点
 一五一の地点 一五〇の地点より二六三度〇七分〇六秒、〇・三五メートルの地点
 一五二の地点 一五一の地点より三五三度一〇分二七秒、二・二八メートルの地点
 一五三の地点 一五二の地点より二六三度〇九分三三秒、二・四〇メートルの地点
 一五四の地点 一五三の地点より一七三度一〇分一六秒、二・二八メートルの地点
 一五五の地点 一五四の地点より二六三度〇五分五五秒、〇・三五メートルの地点
 一五六の地点 一五五の地点より三五二度四分一九秒、〇・〇三メートルの地点
 一五七の地点 一五六の地点より二六三度〇九分五九秒、二・〇〇メートルの地点
 一五八の地点 一五七の地点より一七二度四分一九秒、〇・〇三メートルの地点
 一五九の地点 一五八の地点より二六三度一〇分〇三秒、八・一一メートルの地点
 一六〇の地点 一五九の地点より三五四度〇五分三八秒、〇・〇三メートルの地点
 一六一の地点 一六〇の地点より二六三度〇九分五九秒、二・〇〇メートルの地点
 一六二の地点 一六一の地点より一七二度〇八分四八秒、〇・〇三メートルの地点
 一六三の地点 一六二の地点より二六三度〇七分〇六秒、〇・三五メートルの地点

2 埋立てに関する工事の施行区域

- (一) 位置
 - 一六四の地点 一六三の地点より三五三度一〇分二七秒、二・二八メートルの地点
 - 一六五の地点 一六四の地点より二六三度〇九分二三秒、二・四〇メートルの地点
 - 一六六の地点 一六五の地点より一七三度一〇分二七秒、二・二八メートルの地点
 - 一六七の地点 一六六の地点より二六三度一五分四一秒、〇・三五メートルの地点
 - 一六八の地点 一六七の地点より三五二度四分一九秒、〇・〇三メートルの地点
 - 一六九の地点 一六八の地点より二六三度〇九分五九秒、二・〇〇メートルの地点
 - 一七〇の地点 一六九の地点より一七二度二分一九秒、〇・〇三メートルの地点
- (二) 面積
 - 四三、〇九三・七四平方メートル

(一) 位置
 島根県八束郡美保関町大字下宇部尾四八一番地から同町大字下宇部尾四七八一番地、五四四 七番地を経て一一三一 一番地に至る間の土地と地先公有水面及び国道四三二一号道路敷

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とノの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 和田多鼻四等三角点（北緯三五度三一分五四・五九秒、東経一か三三度〇九分四八・六五秒）から六九度〇七分三四秒、六八四・七五メートルの地点
- アの地点 和田多鼻四等三角点（北緯三五度三一分五四・五九秒、東経一か三三度〇九分四八・六五秒）から六九度〇七分三四秒、六八四・七五メートルの地点
- イの地点 アの地点より三五三度〇九分五八秒、一〇七・二九メートルの地点
- ウの地点 イの地点より五一一度四分五九秒、四六・三五メートルの地点
- エの地点 ウの地点より三一三度四九分〇八秒、三五・四三メートルの地点
- オの地点 エの地点より二三二度四八分五五秒、五一・四〇メートルの地点
- カの地点 オの地点より二七四度〇三分三五秒、三八・四二メートルの地点
- キの地点 カの地点より二三四度〇三分二七秒、五六・〇二メートルの地点
- クの地点 キの地点より二四〇度一分三五秒、六〇・三二メートルの地点
- ケの地点 クの地点より二五四度〇一分〇一秒、九〇・三〇メートルの地点
- コの地点 ケの地点より二八七度五二分一〇秒、七三・〇二メートルの地点

- サの地点 コの地点より一三度〇〇分二二秒、九六・四四メートルの地点
- シの地点 サの地点より八九度〇二分五二秒、六八・三五メートルの地点
- スの地点 シの地点より七一度〇〇分〇二秒、五〇・三八メートルの地点
- セの地点 スの地点より六一度四分三七秒、四九・五八メートルの地点
- ソの地点 セの地点より五二度三分五五秒、二九五・五五メートルの地点
- タの地点 ソの地点より六四度〇一分二秒、三六・〇五メートルの地点
- チの地点 タの地点より八四度二六分五四秒、三四・五三メートルの地点
- ツの地点 チの地点より九〇度二分〇四秒、一六七・一九メートルの地点
- テの地点 ツの地点より一五四度二分四〇秒、八三・七八メートルの地点
- トの地点 テの地点より二二四度五一分三三秒、五八・七〇メートルの地点
- ナの地点 トの地点より二五一度二七分〇四秒、六〇・四五メートルの地点
- ニの地点 ナの地点より二三二度四分三〇秒、六八・一八メートルの地点
- ネの地点 ニの地点より一八〇度四分四四秒、七三・三三メートルの地点
- ノの地点 ネの地点より一二五度一分五五秒、四五・一〇メートルの地点
- ノの地点 ネの地点より一七三度〇九分五九秒、九三・〇七メートルの地点

(三) 面積

一三五、七三九・〇二平方メートル

三 埋立地の用途

分譲住宅用地、町営住宅用地、道路用地、護岸用地、公園・緑地用地、下水処理施設用地、給食センター用地、コミュニティ用地

四 出願年月日

平成十五年八月十一日

五 縦覧場所

島根県土木部河川課及び美保関町役場

島根県告示第七百九十六号

島根県指定金融機関等の名称等（昭和五十七年島根県告示第四百五十号）の一部を次のように改正し、平成十五年九月二十二日から施行する。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

第三号の表島根県信用漁業協同組合連合会の項中

西郷支店	隠岐郡西郷町
都万村支店	隠岐郡都万村

を

西郷支店 隠岐郡西郷町 に改める。

島根県告示第七百九十七号

島根県指定金融機関等の名称等（昭和五十七年島根県告示第四百五十号）の一部を次のように改正し、平成十五年十月一日から施行する。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

第三号の表中

島根県信用漁業協同組合連合会	本店	松江市御手船場町
----------------	----	----------

を

信用組合広島商銀松江支店	松江市津田町	
島根県信用漁業協同組合連合会	本店	松江市御手船場町

に改める。

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出すること

ができる。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

出雲都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

出雲都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに出雲市役所、斐川町役場、及び湖陵町役場

四 縦覧期間

平成十五年九月二十六日から平成十五年十月十日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

平田都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

平田都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに平田市役所

四 縦覧期間

平成十五年九月二十六日から平成十五年十月十日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

江津都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

江津都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに江津市役所

四 縦覧期間

平成十五年九月二十六日から平成十五年十月十日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

浜田都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

浜田都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに浜田市役所

四 縦覧期間

平成十五年九月二十六日から平成十五年十月十日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年九月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

益田都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

益田都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに益田市役所

四 縦覧期間

平成十五年九月二十六日から平成十五年十月十日まで

毎週火・金曜日発行

平成十五年九月二十六日印刷
平成十五年九月二十六日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)